

第2節 取得できる教員免許状の種類及び教科

取得できる教員免許状の種類及び教科

本学では、中学校、高等学校、幼稚園、小学校及び特別支援学校教諭の一種免許状が取得できます。取得できる「基礎免許」の種類及び教科は、学科ごとに下表に示すとおりですが、所定の条件を満たすことにより、下表の「副免許」又は「異なる学校種の副免許」、若しくは「特別支援学校教諭免許」を取得することも可能です。

適用される教育職員免許法の条項により、必要となる科目区分や単位数は異なります。185ページ以降の履修方法をよく読んで、必要な科目を履修してください。

		中学校教諭1種				高等学校教諭1種							幼稚園教諭1種	小学校教諭1種	特別支援学校教諭1種
		国語	英語	社会	保健体育	国語	書道	英語	地理歴史	公民	商業	保健体育			
文学部	日本文学科	◎				◎	○							◇	△
	中国文学科	◎				◎	□							◇	△
	外国語文化学科		◎					◎						◇	△
	史学科			◎					◎	□				◇	△
	哲学科			◎					□	◎				◇	△
法学部	法律学科			◎					□	◎				◇	△
経済学部	経済学科			◎					□	◎				◇	△
	経営学科			◎					□	◎	○			◇	△
神道文化学部	神道文化学科	□		◎		□			□	◎				◇	△
人間開発学部	初等教育学科	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇	◇	◎	△
	健康体育学科				◎							◎		◇	△
	子ども支援学科												◎	◇	

◎：基礎免許① ○：基礎免許② □：副免許 ◇：異なる学校種の副免許 △：特別支援学校教諭

上表の「副免許」又は「異なる学校種の副免許」、若しくは「特別支援学校教諭免許」の課程を受講するには、まず各自の所属学科における「基礎免許①」を履修し、さらに定められた条件を満たさなければなりません。「基礎免許①」を取得せずに、「副免許」又は「異なる学校種の副免許」、若しくは「特別支援学校教諭免許」の課程のみを受講することはできません。受講希望者は、履修方法・条件をよく確認のうえで受講してください。

基礎免許の取得について

基礎免許は、各学科の専門に応じて設置されています。本学で教員免許状を取得するためには、まず基礎免許を受講しなければなりません。181ページ以降に従って履修してください。

- ※ 基礎免許については、免許状の一括申請ができます。
- ※ 中学校又は高等学校の教科を基礎免許とする学科については、実習校が見つからない、採用試験が受験できない等の問題が生じる場合がありますので、基礎免許はできるだけ中学校・高等学校両方を受講してください。なお、教育実習は基礎免許で行うことを原則とします。
- ※ 基礎免許②の教科を取得する場合、それぞれ同学校種の基礎免許①の教科を同時履修することが受講の条件となります。なお、基礎免許②の教科は、副免許として取得することも可能です（必要単位等は、次項を参照してください）。

（令和7年度履修要綱より抜粋）